

ディスクゴルフ総合補償プランのご案内

この保険は、ご本人様の偶然な事故によるケガや携行品についての補償と、ディスクゴルフの競技・練習中を含む日常生活に、ご本人様やご家族様が起こした偶然な事故で、他人にケガをさせたり、他人のものを壊したなど法律上の損害賠償請求を受けたときにお役に立ちます。

プランの補償内容

傷害事故の補償

(もしもの天災危険補償付)

国内外でのケガによる死亡・後遺障害・入院・通院を補償します。



■死亡保険金

傷害事故により、事故発生の日から180日以内に死亡された場合

■後遺障害保険金

傷害事故により、事故発生の日から180日以内に後遺障害が生じた場合

■入院保険金

傷害事故により、事故発生の日から180日以内に入院された場合(180日限度)

■手術保険金

入院保険金が支払われる場合で、そのケガの治療として事故の日から180日以内に手術を受けられたとき(手術の種類に応じて入院保険金日額の10・20・40倍)

■通院保険金

傷害事故により、事故の日から180日以内に通院された場合(90日限度)

個人賠償責任の補償

ディスクゴルフをはじめアウトレジャー中はもちろんのこと日常生活における賠償事故についても補償します。

- ・他人の釣竿をうっかり踏んで折ってしまった。
- ・転んだ際、他人にぶつかってケガをさせた・・・等

☆保険の対象となる方(被保険者)はご本人とご家族(注)です
(注)ご家族とはご本人、配偶者、ご本人または配偶者と同居の親族(本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族)および別居の未婚(これまでに婚姻歴のないこと)の子をいいます。

携行品損害の補償

偶然な事故による釣り竿等携行品の破損・盗難などを補償します。[自己負担額3,000円]

- ・携行品1組1対10万円限度
- ・乗車券または通貨等は5万円限度



もしもの地震など天災や熱中症の補償もOK!
*ただし熱中症補償については死亡保険金支払対象外です

プラン表(担保項目)

個人賠償責任	1億円
死亡・後遺障害保険金額	100万円
入院保険金日額 (保険支払対象期間180日間)	1,500円
通院保険金日額	1,000円
携行品損害(自己負担額3000円)	10万円

個人賠償責任支払限度額・・・1億円

年払保険料・・・7,500円

◆個人賠償責任について:事故解決にあたり、被害者と示談される場合は必ず事前に引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと保険金がお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

◆このチラシは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず、「タフ・ケガの保険パンフレット」および「重要事項説明書 契約概要・注意喚起情報」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので、取扱代理店・引受保険会社までご請求ください。ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。契約取扱者が取扱代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理(ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます)などの業務を行っております。したがって、取扱代理店または社員とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接ご契約いただいたものとなります。

お問い合わせ先

【取扱代理店】

有限会社アイビーエスシステム 担当: 木村

〒187-0032 東京都小平市小川町1-759-39

TEL 042-341-3006

FAX 042-308-6906

Eメールアドレス aiu.ic@jcom.home.ne.jp

【引受保険会社】

MS&AD あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京西支店 小金井支社

東京都小金井市貫井北町1-9-1

TEL 042-381-1577

(2011.8)

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【タフ・ケガの保険】スタンダード傷害保険

スタンダード傷害保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、普通保険約款・特約集をご参照ください。* 当該プランにてご案内に関する補償のみ掲載しています。

1 普通保険約款の補償内容

- 被保険者（補償の対象となる方）が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます。）に対して保険金をお支払いします。
※ケガには身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
- 傷害事故の範囲のご説明
 - お支払いの対象となる傷害事故の範囲
一般傷害：急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被ったケガをいいます。
(注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">死亡・後遺障害保険金額の全額</div>	<死亡保険金から通院保険金まで共通> (1) 次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いしません。 ①ご契約者（個人型のみ）、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のア. からウ. のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波※2 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染
後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">死亡・後遺障害保険金額</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">約款所定の保険金支払割合 (4%～100%)</div>	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
入院保険金	事故によるケガのため、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の発生の日からその日を含めて保険金支払対象期間内に入院（入院に準じた状態を含みます。）された場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">入院保険金日額</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">入院日数</div>	<死亡保険金から通院保険金まで共通> (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いしません。 ①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒※4 など ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 「天災補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であってもレントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※4 「食中毒補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。ただし、死亡保険金に
手術保険金	入院保険金をお支払いする場合において、そのケガの治療のために、事故の発生の日からその日を含めて保険金支払対象期間内に約款所定の手術を受けられたとき	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">入院保険金日額</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">手術の種類に応じた倍率 (10倍、20倍、40倍)</div>	※ 1 事故につき 1 回の手術に限ります。また、2 以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率を乗じます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
通院保険金	事故によるケガのため、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が発生し、かつ、事故の発生の日からその日を含めて保険金支払対象期間内に通院（往診を含みます。）された場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">通院保険金日額</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">通院日数</div>	※ 事故の発生の日からその日を含めて保険金支払対象期間内の通院を対象とし、通算して90日の通院が限度となります。 ※ 平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度にケガがなかった時以降の通院は対象となりません。 (3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いしません。 ○傷害事故の範囲が一般傷害の場合 ①被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ②被保険者が自動車または原動機付自転車、モーターボート・水上オートバイ等を用いて次のア. からウ. に掲げるいずれかのことを行っている間の事故 ア. 競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習 イ. 自動車または原動機付自転車、モーターボート・水上オートバイ等の性能試験を目的とした試運転における運転または操縦 ウ. 上記ア. またはイ. のことを行うことを目的とする場所におけるこれらのことに準ずる方法・態様による運転または操縦 ただし、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有して行うことなく道路上で自動車または原動機付自転車を用いて上記ア. からウ. に掲げるいずれかのことを行っている間については、保険金をお支払いします。 ③被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます。）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など

保険金支払対象期間：入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いする対象の期間（180日または1,095日）をいい、この期間内の入院、手術、通院についてのみ保険金をお支払いします。

2 補償条件に関する主な特約

普通保険約款の補償条件を拡大する特約は下表のとおりです。

特約名	概要
熱中症補償特約	日射または熱射により被った身体の障害についても、普通保険約款の保険金のうち、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をお支払いします。

4 その他の傷害危険に関する特約の補償内容

- 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガなどに対して保険金をお支払いします。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
特定感染症補償特約	後遺障害保険金	特定感染症の発病により、発病の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">死亡・後遺障害保険金額</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">約款所定の保険金支払割合 (4%～100%)</div>	<特定感染症に関する後遺障害保険金から通院保険金まで共通> 次のいずれかによる特定感染症の発病に対しては保険金をお支払いしません。 ①ご契約者（個人型のみ）、被保険者、または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者に対する刑の執行 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染 ⑧保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（継続契約を含みません。） ⑨普通保険約款の規定により保険金をお支払いするケガ など ※ テロ行為によって発生したものに關しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	入院保険金	特定感染症の発病により、発病の日からその日を含めて保険金支払対象期間内に入院（入院に準じた状態を含みます。）された場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">入院 保険金日額</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">入院日数</div>	※発病の日からその日を含めて保険金支払対象期間内の入院が対象となります。
	通院保険金	特定感染症の発病により、発病の日からその日を含めて保険金支払対象期間内に通院（往診を含みます。）された場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">通院 保険金日額</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">通院日数</div>	※発病の日からその日を含めて保険金支払対象期間内の通院を対象とし、通算して90日の通院が限度となります。

特定感染症：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定められている一類感染症から三類感染症までをいいます。
 2009年10月1日現在では、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）、腸チフス、バラチフスをいいます。
 保険金支払対象期間：入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いする対象の期間（180日または1,095日）をいい、この期間内の入院、手術、通院についてのみ保険金をお支払いします。

5 その他の費用等に関する特約の補償内容 <ご自身に対する補償に関するもの>

1. 被保険者が偶然な事故によって被った損害または損失に対して保険金をお支払いします。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害補償特約	携行品損害保険金	<p>被保険者が居住する住宅（敷地を含みます。）外において、偶然な事故により、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が発生した場合</p> <p><補償対象外となる主な携行品> ①株券、手形、定期券、印紙、切手、その他これらに類する物。ただし、定期券以外の乗車券ならびに通貨等については補償対象となります。 ②預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカードその他これらに類する物 ③パスポートその他これらに類する物 ④稿本（本などの原稿）、設計書、図案、帳簿その他これらに類する物 ⑤船舶、自動車、原動機付自転車、自転車およびこれらの付属品 ⑥被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等）をいいます。）、職務以外の航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間に用いられる用具 ⑦被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間に用いられる用具 ⑧義歯、義肢およびコンタクトレンズその他これらに類する物 ⑨動物および植物</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">損害の額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">自己負担額 (3,000円)</div>	<p>次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①ご契約者（個人型のみ）、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者が次のア. からウ. のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦差し押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。 ⑧保険の対象の欠陥 ⑨保険の対象の自然の消耗・性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い ⑩保険の対象のすり傷等単なる外観の損傷 ⑪偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故・機械的事故。ただし、これらにより発生した火災損害を含みません。 ⑫保険の対象である液体の流出。ただし、他の保険の対象に発生した損害を含みません。 ⑬保険の対象の置き忘れ・紛失 ⑭磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により情報を記録しておくことができる物または機器に記録された情報のみに発生した損害</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>※ テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p>

6 その他の費用等に関する特約の補償内容 <相手に対する補償に関するもの>

- 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
- 被保険者は、ご本人、ご本人の配偶者、その他親族（同居の親族「同居の親族（*1）」および「別居の未婚（*2）の子」をいいます。（*1）「親族」とは、ご本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。（*2）「未婚」とは、これまでに婚姻歴のないことをいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任補償特約	個人賠償責任保険金	<p>被保険者が、次のいずれかの事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>①保険証券に記載された住宅（敷地内の動産および不動産を含みます。）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">損害賠償金の額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">自己負担額 (0円)</div>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①ご契約者または被保険者の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ②被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ④被保険者の使用人が被保険者の業務等に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。 ⑤被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ⑥レンタル用品やゴルフ場のゴルフ・カートなど他人から借りたり預かった財物自体の損害に起因する損害賠償責任 ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑨ゴルフ・カート以外の自動車、モーターボート、猟銃等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>※ テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p>
			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">被保険者が支出した示談交渉費用および争訟費用の額</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">個人賠償責任保険金額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">損害賠償金の額</div>	
			<p>※ 損害賠償金の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約または共済契約の支払責任額（*1）の合計額が、損害の額（*2）を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <p>・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（*1） ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額（*2）から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（*1）を限度とします。</p> <p>（*1）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 （*2）それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合には、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた残額とします。</p>	

F A X送信先

0 4 2 - 3 0 8 - 6 9 0 6

ディスクゴルフ総合補償プラン

お申込方法

- 1：下記お申込フォームに必要事項を楷書でご記入の上、弊社にFAXにてお送り下さい。
- 2：正式なお申込書をお送りさせていただきます。(ご捺印頂き、お早めにご返送下さい。)
- 3：お申込書のご返送日に応じて、下記の通り補償開始日を決めさせていただきます。

お申込書のご返送日

補償開始日

2月21日 ~ 4月20日

5月1日午後4時補償開始

4月21日 ~ 6月20日

7月1日午後4時補償開始

6月21日 ~ 8月20日

9月1日午後4時補償開始

8月21日 ~ 10月20日

11月1日午後4時補償開始

10月21日 ~ 12月20日

1月1日午後4時補償開始

12月21日 ~ 2月20日

3月1日午後4時補償開始

お申込フォーム

お名前:

フリガナ:

ご住所: 〒

都・道・府・県

市・町・村

お電話番号(ご自宅):

—

—

お電話番号(携帯) :

—

—

FAX番号

:

—

—

生年月日(西暦): 年 月 日生

ご職業:

お申込ありがとうございます。

有限会社 アイピーエスシステム 担当: 木村